

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

#### 奈良県人事委員会規則第四号

職員の特務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則中第十項から第十三項までを削り、第十四項を第十項とし、第十五項を第十一項とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。